

# 税務部監査結果報告書

## 定期監査

### 1 監査の対象及び範囲

税務部の所管に属する令和2年4月1日から令和3年2月28日までに執行された財務に関する事務

### 2 監査実施の期間

令和3年4月16日から同年6月30日まで

### 3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

### 4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

### 5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

### (1) 予算の執行に関する事務

ア 任用開始日が令和3年1月12日の「会計年度任用職員（パートタイム職員）の任用について」の決裁文書において、起案日、決裁日及び完結日が任用日より後の日付になっていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

（市民税課）

イ 専決規程によると、委託料で500万円を超えるものは部長の専決事項と規定されている。しかし、「令和2年度固定資産税納税通知書等印字・封入封緘業務委託」の予算執行において、専決規程で定められた部長の決裁を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（資産税課）

### (2) 収入に関する事務

専決規程によると、国・県支出金の交付決定は部長の専決事項と規定されている。しかし、「特別とん譲与税譲与金の譲与について」の譲与金決定通知の決裁文書において、専決規程で定められた部長の決裁を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（税制課）

### (3) 支出に関する事務

令和2年6月分、10月分及び令和3年1月分の旅費（固定資産税賦課事務費）の支出において、算出誤りにより支給不足が生じていたため、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（資産税課）